

【 検 査 】

６９６ スリットＭ（前・後眼部）（屈折異常等）の算定について

《令和７年１０月３１日》

○ 取扱い

再診時の次の傷病名に対するＤ２５７ 細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）の算定は、原則として認められない。

- (1) 屈折異常
- (2) 前眼部疾患（結膜炎等）

○ 取扱いを作成した根拠等

細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）は、スリット状の細隙光を眼球にあて顕微鏡で立体的に組織断面を観察する検査で、前眼部（角膜から水晶体前面まで）と、散瞳して特殊レンズを併用することにより後眼部（水晶体裏面から網膜まで）を観察することができるものである。

したがって、再診時に屈折異常や前眼部疾患（結膜炎等）の経過を観察する場合にあっては、後眼部の観察を行う臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、再診時の屈折異常、前眼部疾患（結膜炎等）に対するＤ２５７ 細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）の算定は、原則として認められないと判断した。